

令和5年度 第5回役員会議事要旨

日 時 令和5年6月14日（水） 13時00分～14時45分

場 所 Web会議

出席者 学長、渡理事、山下理事、寺本理事、石田理事、北村理事

欠席者 竹下理事

陪席者 三島副学長、佐々木監事、南谷監事、野口附属病院長

1 報告事項

(1) 附属病院経営状況について

野口附属病院長から、令和4年度附属病院収支実績及び見込（R4決算）、4月特定保険医療材料高額品目実績（直近6か月まで）、医事データを用いた粗収入試算、診療稼働実績累計等について説明があった。

(2) コロナ禍における本学学生の海外派遣に係る基本方針」の廃止について

三島副学長から、国の水際対策の緩和及び外務省が5月8日付で全世界に発出していた感染症危険情報レベル1を解除したこと等を受け、「コロナ禍における本学学生の海外派遣に係る基本方針」を廃止する旨の報告があった。また、「学生の海外留学・研修に関する危機管理体制」については、引き続き運用する旨の説明があった。

(3) 国立大学法人佐賀大学中期計画の変更の認可について

渡理事から、医学部臨時定員増による収容定員変更に伴う中期目標・中期計画の変更について、文部科学大臣より認可された旨の報告があった。

(4) その他

特になし。

2 協議事項

(1) 佐賀大学における生成AIを始めとするデジタル技術の利活用に関する基本方針（案）について

渡理事から、デジタル技術の利活用について学生及び教職員に対し基本的な考え方を示す方針（案）を策定した旨の説明があった。また、教育室及び学術室において本方針を踏まえ、教育及び研究に関する留意事項を検討する旨の説

明があった。なお、本件については教育研究評議会において審議の後、次の役員会において審議されることとなった。

(2) 理工学部における定員増に係る意見伺いについて

渡理事から、令和5年度大学・高専機能強化支援事業への申請に伴い理工学部定員増に係る認可申請を行う旨の説明があった。なお、本件については教育研究評議会において審議の後、次の役員会において審議されることとなった。

(3) 令和4年度自己点検・評価書（案）について

渡理事から、学校教育法109条第1項に定める自己点検・評価のうち、第4期中期目標・中期計画に係る令和4年度実績に対して自己点検・評価を行い、その結果を公表する旨、令和8年度実施予定の4年目終了時評価に向け成果を蓄積する旨の説明があった。なお、本件については教育研究評議会、経営協議会にて審議の後、次の役員会において審議されることとなった。

(4) 国立大学法人佐賀大学研究戦略マネジメント室設置規則の制定について

寺本理事から、「研究戦略マネジメント室」を設置し、研究マネジメント体制の強化を図りつつ、研究戦略推進機構に対する伴走支援により全学的な研究力強化を牽引する体制を構築する旨説明があった。引き続き「国立大学法人佐賀大学研究戦略マネジメント室設置規則」（案）について説明があった。なお、本件については教育研究評議会において審議の後、次の役員会において審議されることとなった。

(5) 国立大学法人佐賀大学における研究設備・機器の共用方針の策定について

寺本理事から、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」に基づき「国立大学法人佐賀大学における研究設備・機器の共用方針」を策定した旨の説明があった。なお、本件については教育研究評議会にて審議の後、次の役員会において審議されることとなった。

(6) 寄附講座の設置（新規）について

寺本理事から、医療法人鉄蕉会亀田総合病院より「胆膵先進医療学講座」の新規設置の申込みがあった旨及び設置期間等について説明があった。なお、本件については教育研究評議会にて審議の後、次の役員会において審議されることとなった。

(7) 国立大学法人佐賀大学職員在宅勤務実施規程の一部改正について

人事課長から、在宅勤務の実施に関し柔軟な対応を可能とすべく対象職員の拡大、在宅勤務申請期間及び承認者の変更等を行うため、「国立大学法人佐賀大学職員在宅勤務実施規程」の一部改正を行う旨の説明があった。なお、本件については次の役員会において審議されることとなった。

(8) 国立大学法人佐賀大学における戦略的な設備整備・運用計画について—設備マ

スタープラン—

財務課長から、本学の強み、特色である教育研究活動等をより一層重点的に展開し、地域活性化の中核的拠点として本学のミッションを実現するため、教育、研究及び医療設備に係る戦略的な設備整備及び運用計画として策定した「設備マスタープラン」を令和5年4月1日付で改定する旨の説明があった。また、設備整備計画表については文部科学省への概算要求の事前相談を踏まえて対応するため、要求事項の追加等修正については学長に一任とさせていただきたい旨の説明があった。なお、本件については経営協議会にて審議の後、次の役員会において審議されることとなった。

(9) 令和6年度概算要求事項について

財務課長から、令和6年度概算要求に向けて、ミッション実現加速化経費（教育研究組織改革分、共通政策課題分）について要求事項を選定する旨の説明があった。また、要求内容等に関しては文部科学省への事前相談を踏まえて対応するため、要求事項の追加及び要求額等詳細については学長に一任とさせていただきたい旨の説明があった。なお、本件については経営協議会にて審議の後、次の役員会において審議されることとなった。

(10) 令和4事業年度決算について

財務課長から、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第1項及び同条第2項に基づき、令和4事業年度財務諸表等について作成し、文部科学大臣に提出する旨の説明があった。なお、本件については経営協議会にて審議の後、次の役員会において審議されることとなった。

(11) その他

特になし。

3 審議事項

(1) 令和5年度におけるミッション実現戦略分の取組について

財務課長から、「第4期中期目標期間におけるミッション実現戦略分の配分方針」に基づき学内取組等のうち社会的インパクト創出が期待できる事項について評価を行い、評価結果に応じた予算配分を行う旨の説明があった。支援対象や支援額については重点支援配分も含め、今後の進捗確認時の評価により随時見直しを行う予定である旨の説明があり、審議の結果、了承された。

(2) その他

特になし。

4 その他

以 上